2000年4月31日発行

# 村尾光子のみなみかわち 町議会報告（第105号）

**報告内容**

改選後の初議会（3月7・8日）
第1回定例会（3月9～24日）



発行者：村尾光子
連絡先：祇園五丁目11-3
TEL&FAX：0285-44-5418
E-mail：muraomit@mb.infoweb.ne.jp

## ご支援、ありがとうございました！

多くの皆様のご支援を頂いて、6期目の議員活動を始めることができました。これまでと変わらぬ姿勢で、むしろ今まで以上に気を引き締めて活動するつもりです。皆様のご意見や叱咤激励も、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今任期は3月6日の全員協議会から始まりました。その後、初議会、定例会と相次ぎ、議案調査、一般質問研究と大変めまぐるしく過ぎました。残念ながら、充分な勉強ができませんでした。

今任期中の議会報告書は、荒井・磯部両議員と話し合った結果、お二人の意向を受けて、3人が個別に発行することにしました。それぞれの個性が発揮されることになるでしょう。

**3人で**

### 議会報告会を開きます

と　き：5月13日（土）
午前10～12時
ところ：GTコミセン
会議室

♥意見交換の場にしたいと願っています。是非、ご参加を!!

主催：荒井英子・磯辺香代・村尾光子

★選挙費用は142,719円でした。

| | |
|---|---|
| ・ポスター・はがき印刷 | 120,946円 |
| ・選挙公報用写真 | 2,888円 |
| ・事務用品等 | 3,207円 |
| ・食料費（昼食材料） | 12,878円 |
| ・ガソリン代 | 2,800円 |

←すべて、皆様からのカンパで賄いました。
ありがとうございました。

もくじ

**《審議事項》**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 選挙第1・2号 | 議長・副議長の選挙について | 投　票 | |
| 選任第1～3号 | 議会常任委員会委員・議会運営委員会委員<br>町消防委員の選任について | 議長一任 | |
| 推薦第 1号 | 町表彰審査委員会委員の推薦について | 議長一任 | |
| 選挙第3・4号 | 小山広域保健衛生組合議会議員・自治医大周辺下水道<br>組合議会議員の選挙について | 投　票 | |
| 同意第 1号 | 議会選出監査委員の選任同意について | 賛成全員 | 同 意 |
| 諮問第1・2号 | 人権擁護委員の推薦について(原貞夫氏・藤沼修一氏) | 〃 | 〃 |
| 第 3号 | 町収入役の選任同意について(林安雄氏) | 賛成多数 | 〃 |
| 議案第 1号 | 町行政手続条例の一部改正条例 | 賛成全員 | 可 決 |
| 第 2号 | 町印鑑条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第 3号 | 町民生事務調査審議会設置条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第 4号 | 町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第 5号 | 町特定疾患患者福祉手当支給条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第6～8号 | 町介護保険関連条例制定(3件) | 〃 | 〃 |
| 第 9号 | 町国民健康保険税条例の一部改正条例 | 賛成多数 | 〃 |
| 第10号 | 老人家庭奉仕員設置条例を廃止する条例 | 賛成全員 | 〃 |
| 第11号 | 町都市計画審議会条例の全部を改正する条例 | 〃 | 〃 |
| 第12号 | 町手数料条例の制定 | 〃 | 〃 |
| 第13号 | 町防災会議条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第14号 | 町証人等の費用弁償に関する条例の一部改正 | 〃 | 〃 |
| 第15号 | 町税条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第16号 | 町行政財産使用料条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第17号 | 町社会教育委員の定数・任期に関する条例の一部改正 | 〃 | 〃 |
| 第18号 | 町公民館設置・管理運営に関する条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第19号 | 町国民健康保険条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第20条 | 町水道事業給水条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第21条 | 町課設置条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第22号 | 非常勤特別職の報酬・費用弁償に関する条例一部改正 | 〃 | 〃 |
| 第23号 | H12年度分固定資産税等の納期の臨時特例条例制定 | 〃 | 〃 |
| 第24号 | 町消防団条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 第25～27号 | H11年度町一般会計・国保会計・老人保健会計補正予算 | 賛成多数 | 〃 |
| 第28・29号 | H11年度町農業集落排水会計・水道会計補正予算 | 賛成全員 | 〃 |
| 第30～32号 | H12年度町一般会計・国保会計・老人保健会計予算 | 賛成多数 | 〃 |
| 第33～35号 | H12年度町介護保険・農業集落排水・水道会計予算 | 賛成全員 | 〃 |
| 発議第 1号 | 町議会委員会条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |

＊議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

**一般質問：海老原平吉・磯辺香代・荒井英子・川上英毅・**
**村尾光子・松本賢一**　の６議員が行いました。

## ★改選後の初議会は議会の人事　（3月7・8日）

# ◆議長に大島将良議員、副議長には村尾を選出。

どちらの選挙も２名が立候補の表明をした。投票の結果は以下の通り。　（敬称略）

| 議長選挙 | 副議長選挙 |
|---|---|
| 投票数 17、有効票 17 | 投票数 17、有効票 17 |
| **大島将良　１６票** | **村尾光子　１６票** |
| 川上英毅　1票 | 川上英毅　1票 |

→1名欠席

＊正副議長は石橋地区消防組合議員となる(組合規則)

### ◆常任委員会委員・議会運営委員会委員は議長一任で。

いずれも議長が会議に諮って選任することになっている。希望を聞いて欲しいとの声もあったが、結果的に議長一任となった。後刻、希望提出の機会を設けたが提出は1名のみ。

正副委員長は常任委員の互選、◎印：委員長、○印：副委員長　（敬称略）

| 総務常任委員会 | 文教常任委員会 | 文教常任委員会 | 経済・建設常任委員会 | 議会運営委員会 |
|---|---|---|---|---|
| 川上英毅 | ○荒井英子 | 花田芳実 | ○松本賢一 | 塚原　洋 |
| ◎海老原平吉 | ◎高山　映 | ○磯辺香代 | ◎伊沢　剛 | 飯野兵二郎 |
| 塚原　洋 | 舘野安光 | ◎黒川英代 | 上野喜八郎 | ○小林包房 |
| ○村尾光子 | 伊沢栄一 | 小林包房 | 小池勝一 | ◎舘野安光 |
| 大島将良 | | | 飯野兵二郎 | |

・今期より常任委員会の所管事項と構成人数が変わった(H11年12月定例会議決)。
　教育民生(4人)を文教(4人)と厚生(4人)に分割、
　経済(4人)と建設(4人)を統合して5人に、総務(6人)を5人に

・議会運営委員会には正副議長がオブザーバーとして出席する(表決権はない)。

### ◆表彰審査委員会委員の推薦、議会選出消防委員も議長一任。　（敬称略）

| | |
|---|---|
| 表彰審査委員会委員(5名) | 海老原平吉・上野喜八郎・黒川英代・小池勝一・伊沢栄一 |
| 消防委員　(3名) | 川上英毅・花田芳実・松本賢一 |

### ◆小山広域保健衛生組合議会議員(2名)と自治医大周辺下水道組合議員(3名)の選挙は投票で。　（敬称略）

| 小山広域保健衛生組合議員 | 自治医大周辺下水道組合議員 |
|---|---|
| 投票数 18票：有効票 17、無効 1 | 投票数 18票：有効票 16、無効 2 |
| **村尾光子　8票** | **荒井英子　5票** |
| **上野喜八郎　7票** | **伊沢　剛　5票** |
| 伊沢栄一　2票 | **小林包房　5票** |
| | 小池勝一　1票 |

### ◆特別委員会として議会広報委員会を設置

委員は各常任委員会から1名ずつと正副議長の計6名で構成

**磯辺香代(委員長)・高山 映(副委員長)・海老原平吉・伊沢 剛・大島将良・村尾光子の各議員**

## ★介護保険条例を制定　（議案第6～8号・33号）

### 併せて介護保険円滑導入基金・介護保険給付費準備基金を設置、介護保険特別会計を創設

4月からの制度開始に向けて条例を制定しました。昨年6月定例会一般質問では「内容豊かな総合的な福祉条例としてほしい」と提案したのですが、示されたものは残念ながら、単なる手続条例でしかありませんでした。スタートを目前に控えており条例はどうしても必要なので、やむを得ず、"討論"で充実・改善を求めて賛成しました。

**《南河内町介護保険条例》**　骨子

| | |
|---|---|
| 第1章　南河内町が行う介護保険 | 法定のみ、特別給付・保健福祉事業は行わない。 |
| 第2章　介護認定審査会 | 審査会委員は２４人(6人×4チーム編成) |
| 第3章　保険料 | 65歳以上の標準保険料は月額2400円 |
| 第4章　罰則 | 虚偽の届出等:10万円以下の過料<br>不正行為で保険料未払い:保険料の5倍以下の過料 |

◎質疑で明らかになったこと

- 上乗せ・横出しｻｰﾋﾞｽ(町特別給付と保健福祉事業)は1号被保険者の保険料を高くするので行わない。3年後の見直し時点で検討する。
- 介護保険運営協議会は要綱で設置する。
- 保険料の徴収猶予と減免の判断基準は、規則で明確にする。

市民の働き掛けとそれを聴く行政姿勢の成果との報道　朝日新聞

《参考》　黒磯市介護保険条例　骨子

第1章　総則
　目的・基本理念
　市の責務・
　介護サービス事業者の責務
　市民の責務
第2章　介護保険の実施に関する施策
　第1節　介護保険
　　第1款　介護認定審査会
　　第2款　保険料
　第2節　その他の介護に関する施策
　　一般施策:規則で定める事業を行う
第3章　介護保険運営協議会
　設置:地方自治法138条に基づく市長附属機関
　所掌事務・意見の具申
　組織:委員15人以内(被保険者代表・学識経験者・介護ｻｰﾋﾞｽ事業従事者)
第4章　高齢者保健福祉事業審議会
　設置:地方自治法138条に基づく市長附属機関
　所掌事務・意見の具申
　組織:委員15人以内
　(高齢者代表・保健福祉経験者・公益代表)
第5章　罰則

**【賛成討論:村尾】**(要旨)

昨年、提案したことが盛り込まれておらず、残念だ。4月スタートなので、単なる手続条例だが、現時点ではやむを得ず賛成する。今後、内容の充実を求める。介護福祉を総合的に定めた条例とするよう、以下のことを盛り込んでほしい。

①介護の理念　②住民の権利
③保険者・ｻｰﾋﾞｽ提供事業者の責務
④介護保険運営協議会設置。その構成は、公募委員を含む被保険者代表・ｻｰﾋﾞｽ提供事業者代表・公益代表とする。

介護保険条例　黒磯以外の県内十一市では、日光が理念、今市と大田原が運営協議会の設置を盛るなど独自条項を設けた例もあるが、黒磯のように多くの独自条項を包括的に盛り込んだ市はない。各市の担当者からは「とりあえず国が示した例通りに始め、推移を見て見直したい」(小山、矢板など)、「条例について市民からの要望は特になかった」(足利、佐野など)との声が聞こえる。

2000.4.12　朝日新聞

◎介護保険事業計画を含む町高齢者保健福祉計画が策定された(H12年3月、5か年計画)。この計画を担保するものとしての介護福祉条例でもあってほしい。

《骨子》

| 基本方針 | 重点課題 | 高齢者保健福祉施策 |
| --- | --- | --- |
| 1.心と体の健康づくり<br>2.介護予防と生活支援<br>3.社会参加と生きがいづくり<br>4.保健医療福祉の充実<br>5.誰もが安心して暮らせるまちづくり | ①介護ｻｰﾋﾞｽの基盤整備<br>②介護予防・生活支援の推進<br>③痴呆性高齢者対策の推進<br>④地域ケア体制の構築<br>⑤高齢者の社会参加の促進 | 1.健康づくり・介護予防生活支援計画<br>2.生きがいづくりの推進<br>3.介護ｻｰﾋﾞｽの整備計画<br>4.高齢者を支える環境づくり計画 |

**介護保険円滑導入基金**

国の特別対策:1号被保険者の保険料軽減
(12年度 1/4額、13年度 3/4額 徴収)
軽減した分は国庫負担、これを受けるための基金(2か年分 8551万円)

**介護保険給付費準備基金**

介護保険特別会計で、年度末に剰余金が出たとき、給付費準備金として積み立てる。
12年度当初予算:科目存置のみ

## ★介護保険料

| 区分 | | 対象 | 率 | 保険料(円:月額) H13年10月～ | 保険料(円:月額) H12年10月～ | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 65歳以上 1号 | 1 | 生活保護または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の場合 | 0.5 | 1200 | 600 | 12年9月まで徴収せず |
| | 2 | 世帯全員が住民税非課税の場合 | 0.75 | 1800 | 900 | |
| | 3 | 本人が住民税非課税の場合(世帯内に住民税課税者がいる) | 基準額 | 2400 | 1200 | |
| | 4 | 本人が住民税課税で前年の所得が250万円未満の場合 | 1.25 | 3000 | 1500 | |
| | 5 | 本人が住民税課税で前年の所得が250万円以上の場合 | 1.5 | 3600 | 1800 | |

| 区分 | | 対象 | 所得割 | 均等割(1人当たり年額) |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国保40～64歳 2号 | 1 | 世帯主及び被保険者の所得の合計が33万円以下の場合 | 総所得×0.7/100 | 7割軽減 (8400－5880)2520円 |
| | 2 | 世帯主及び被保険者の所得の合計が(33万円＋245千円×被保険者数)以下 | | 5割軽減 (8400－4200)4200円 |
| | 3 | 世帯主及び被保険者の所得の合計が(33万円＋35万円×被保険者数)以下 | | 2割軽減 (8400－1680)6720円 |
| | 4 | 標準世帯 | | 8400円 |

＊65歳以上の保険料は介護保険条例で、40～64歳の保険料は国民健康保険税条例で決めた
＊国の特例措置により65歳以上の方は12年9月までは徴収されず、12年10月～13年9月は1/2額、13年10月から本来の額を納める。
＊**40～64歳の国保加入者の介護保険料**(介護納付金課税額)は、世帯主とその世帯に属する被保険者について算出した**所得割額と均等割額の合計額**。
総所得は基礎控除後の総所得金額。

## ★介護保険特別会計　12年度当初予算は4億3821万円

（単位:千円）

| 歳入 | | | | 歳出 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 保険料 | 20,332 | 65歳以上保険料 | 1 | 総務費 | 25,696 | 認定調査費・審査会等 |
| 2 | 使用料・手数料 | 1 | 督促手数料 | 2 | 保険給付費 | 400,698 | 介護・支援サービス |
| 3 | 国庫支出金 | 104,159 | | 3 | 財政安定化基金繰出金 | 2,353 | 赤字の時に備えて県に拠出 |
| 4 | 支払基金交付金 | 132,230 | 40～64歳保険料 | 4 | 基金積立金 | 1 | |
| 5 | 県支出金 | 50,087 | | 5 | 公債費 | 3 | |
| 6 | 財産収入 | 1 | | 6 | 予備費 | 9,462 | |
| 7 | 繰入金 | 131,396 | 町負担分・特例軽減国負担分 | 7 | 諸支出金 | 1 | |
| 8 | 諸収入 | 8 | | | | | |

＊保険給付費(1割自己負担を除いた分)の50%は公費負担(国 25%・県 12.5%・町 12.5%)、50%は65歳以上保険料 17%・40～64歳保険料 33%。

＊65歳以上の人口は2760人、今年度の保険料収入は国の特別対策のため通常の1/4。減収補填分は介護保険円滑導入基金(原資は国庫支出金)より6099万円繰り入れ。

＊介護保険運営協議会委員9名分の報酬(446千円)が計上されている。国民健康保険運営協議会委員に兼務させる予定だが検討する(福祉課長答弁)。

◎村尾は賛成したが、

介護保険運営協議会は国保運営協議会とは質が異なる。安易に兼務させるのはいけない、と討論で述べた。保険料を負担している住民(40歳以上全員なので国保より幅広い)の参画を確保し、福祉・介護の専門家の参加を得て、サービスの質を高めてほしい

## ★町国民健康保険税条例を改正しました。

（議案第9号）

【改正点】

**①40～64歳の介護保険料(介護納付金課税額)は所得割と均等割方式により算出。**

国保税(基礎課税額)と合わせて徴収する

平均1400円/人・月、最高限度額7万円/世帯・年

> 最高限度額7万円は地方税法改正により、3月31日の町長専決処分で決定

**②国保税の課税方式のうち資産割を廃止する。**

(所得割・資産割・被保険者均等割・世帯別平等割)

⟹(所得割・被保険者均等割・世帯別平等割)。

**③国保税の減額措置に2割軽減を加える。**

6割軽減・4割軽減⟹7割軽減・5割軽減・2割軽減。

但し、2割軽減の場合は申請が必要。

(軽減対象は　ページ　介護保険料2号被保険者に同じ)

> 2割軽減の採用条件:応益割(均等割・平等割)が給付費の45～55%であること。南河内町では応益割は医療給付費の47.8%、介護給付費の48.2%となっているので、軽減幅拡大に踏み切った。　(4月25日、前税務課長談)

条例の条文は、何度読んでも分かりにくい。

今後、国民健康保険税と言う時には、国保に要する費用に充てるための基礎課税額と介護保険に要する費用に充てるための介護納付金課税額を含むことを忘れてはならない。

資産割廃止は県内で初めて!!

また、軽減幅を2割～7割と拡大したことで、大部分の加入者には大幅な減税となるだろう。

でも、介護保険料加算に隠れてあまり感じないかなぁ･･･。

# H12年度 一般会計当初予算　６６億３８００万円

**【町長予算編成方針重点施策】**

1．仁良川地区区画整理事業
2．下野薬師寺跡史跡整備事業
3．農業集落排水事業
4．薬師寺地区(特別環境保全)公共下水道事業
5．祇園町上水道事業
6．介護保険事業円滑開始

＊特に配慮したことは
・住民参画を進めるために、次の各懇談会の設置費を計上した。
　まちづくり(総合計画策定)・情報公開条例
　ふれあい館運営・ｴﾝｾﾞﾙﾌﾟﾗﾝ策定
・ＧＴ内に住民票等の自動交付機設置する
・転作地集積事業への町上乗せ補助
・一時預かり保育事業実施(西保育所)

**★主な事業**

(単位:万円)

| | |
|---|---|
| **議会費**<br>(1.7%) | 議員報酬(18人) 5167.2, 研修費(18人) 132, 会議録作成(4部) 82.8, 議長交際費 68, 海外地方自治研修 45(予算化したが派遣しない) |
| **総務費**<br>(16.4%) | 町長交際費 170, 自治会長報酬(58人) 970.5, 班長事務費 599、自治会振興費 386.5, 自治会連合会補助 20, 海外地方自治研修(職員1名) 50, 行政ｶﾚﾝﾀﾞｰ・町広報 1133.2, 中学生海外派遣 400, 誇れるまちづくり講演会 80, GT内町有地駐車場整備 291, 仁良川簡易郵便局(事務取扱・警備・賃借) 295.7, 公用車2台買替え 310, 償還金(公共用地4件) 7686.5, 各基金積立金 1634, 町民まつり 750, ふれあい館費(臨時職員賃金含) 11052.6, ふれあいプラザ用地取得(26531m$^2$) 14320, GTコミセン運営補助 45, ｴｺﾗｲﾌまつり運営補助 30, 町税前納報償金 1900, 衆議院議員選挙費 951.7, 知事選 777.6 国政調査費(調査員他) 815, 交通指導員(7人) 462, 住民票等自動交付機設置 500, 文書管理調査委託費 408.7, 庁内LAN整備 796.6, |
| **民生費**<br>(9.8%) | 民生委員事務手当(32人) 242.5, 敬老年金(80歳以上、1万円/年)620, 敬老会(70歳以上招待) 639, 在宅福祉事業 429.2, 身体障害者補装具給付費 450, 身体障害者更生援護施設入所措置費 2540, 老人ﾎｰﾑ入所措置費 1143.7, 在宅介護支援ｾﾝﾀｰ整備・運営委託費 432.6, 福祉作業所運営委託費 660.5, 社会福祉協議会補助金 3820.8, ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ補助金 1011.9, 老人クラブ補助(単位・連合会) 227.3, ふれあい福祉運動会 55, 小山市母子通園ﾎｰﾑ補助金 115.9, 重度心身障害者医療費 1080, 寝たきり老人等介護手当(介護者へ3000円/月) 252, 特定疾患者福祉手当(2500円/月) 420, 更生医療給付費 320, 妊産婦医療費 720, 乳幼児医療費 1680, 一人親家庭医療費 168, ｴﾝｾﾞﾙﾌﾟﾗﾝ策定委託費 224.8, 児童手当 2390.5, 保育所費(東西両保育所人件費・わかくさ等委託費含) 18446, 児童館費(児童厚生員報酬含) 1631.6(内学童保育育成会 430.2), 介護保険会計繰出金 7039.6, 国民健康保険会計繰出金 5407.9, |
| **衛生費**<br>(9.4%) | 保健委員手当 416, 検診・予防接種医師手当 693.9, 妊婦・3歳児・新生児検診委託費 471.2, 小山広域保健衛生組合負担金(ごみ・屎尿処理、斎場) 27945, 老人保健会計繰出金 122615, 予防接種(三種・風しん・麻しん個別接種、日本脳炎) 2096.4, 廃棄物監視員報酬(2人) 60, 資源化ごみ回収報償金 81.8, ごみ収集運搬業務委託 6065.3, 町有墓地公園(駐車場)整備 527.4, 生ごみ減量化対策推進事業(容器購入補助) 25.5 |
| **労働費**(0.1%) | 勤労体育センター維持費 778.5(うちセンター管理委託費 166.3), |
| **農水費**<br>(6.1%) | 農業委員報酬(17人) 449, 農業委員会会長交際費 22, 産業委員報償費 112, 班長報償費 40, 消費者交流ｲﾍﾞﾝﾄ委託費(農業公社へ) 85.8, 農業用廃プラ処理補助 52, 資源循環型社会ｼｽﾃﾑ検討事業 95.3, 生産調整推進対策(減反)事業 3148, 病害虫防除事業 291.6, 環境保全型農法取組支援事業 25, 認定農業者育成事業 649.1, 畜産振興事業 350, 農村環境整備計画策定 500, 農産物加工ｾﾝﾀｰ整備 500, ふるさとﾙﾈｯｻﾝｽ事業 89. |

| | |
|---|---|
| | 農業公社運営費補助金 191.5, おもしろ農業体験事業補助(町内7校) 35, 町内産米等消費拡大支援事業(学校給食の米・味噌15日分) 132.8, 吉田西水処理ｾﾝﾀｰ東庭園1000 |
| 商工費(0.7%) | 商工会補助 1000, 中小企業融資貸付金 3000, |
| **土木費** (18.0%) | 陸砂利監視員報酬(1人) 89.2, 道路改良事業 21230.5, 舗装新設事業 5020, 仁良川土地区画整理事業 63648.2(うち補償費 40460), 生け垣づくり補助金 120, 都市計画マスタープラン策定委託費 931, 都市公園管理委託 4526.1, 街路樹管理委託 999.8, 自治医大周辺下水道組合負担金 4450.4, 公園遊具修繕等 465.9, |
| **消防費** (4.7%) | 石橋地区消防組合負担金 28244.2, 消防団員報酬(200人) 1241, 消防団交際費 22, 団員制服等 198.9, 婦人防火クラブ補助金 26.5, |
| **教育費** (19.4%) | 教育委員報酬(4人) 97, 教育長交際費 25, 英語指導助手報酬 360, 学校支援非常勤講師報酬(2人) 440, 小中学校各種大会派遣・宿泊学習 1155.7, 償還金(祇園小・緑小・第2中・幼稚園用地) 14387.4, 学校給食調理業務委託(南河内中) 1150, 学校図書館蔵書 414、学級文庫図書整備 250, ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ活用調査研究 202.8, 心の教室相談員活用調査研究 96.9, 小学校ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ整備(5校) 1571.8, きゃどっこふれあい留学 76.1 薬師寺小体育館改築設計 879.7, 吉田東小校庭防球ネット 447, 吉田西小北側ﾌｪﾝｽ土留め工事 300, 小中学校ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続(7校) 49, 特殊学級設備整備 232.5, 幼稚園就園奨励費 2525.9, 出前講座 25, 学社連携・融合事業 38, 図書館資料(図書・雑誌・新聞) 958.8, 町民体育祭 549.4, 郡民体育祭 182, 文化協会補助 35, 体育協会補助 135, 下野薬師寺跡保存整備 28507.1, 発掘調査 740.9, 薬師寺八幡宮修復 620.3, 男女共同参画社会づくり啓発推進 148.2, |
| 公債費(13.5) | 地方債元金償還金 59146.8, 利子償還金 30824.9, |

**【歳入】** 主なもの

- ①町税 28億9837万円 (43.7%)
  - 町民税 12億7777万円
    - 個人 11億4934万円 （11年度所得割額、他に均等割）
      - (参考)
        - 給与所得者(7211) 10億7114万円
        - 営業所得者 (193) 1259万円
        - 農業所得者 (71) 409万円
        - その他の事業所得者 (83) 2613万円
        - その他の所得者(324) 1481万円
        - 分離譲渡所得者(31) 1977万円
    - 法人 1億2843万円
  - 固定資産税 13億6019万円
  - 都市計画税 1億8038万円
- ②地方交付税 13億3000万円 (20.0%)
- ③繰入金 8億9261万円 (13.4%)
- ④国庫支出金 5億8424万円 (8.8%)
- ⑤町債 1億450万円 (1.6%)

**基金現在高**(当初予算措置後)

| | |
|---|---|
| 財政調整基金 | 3億1281万円 |
| 義務教育施設減債基金 | 2億4117万円 |
| 公共施設整備基金 | 4475万円 |
| 減債基金 | 4億1144万円 |
| ふるさと創生基金 | 1億5041万円 |
| 地域福祉基金 | 1億8224万円 |
| 庁舎等周辺整備基金 | 5億2000万円 |
| 合　計 | **19億9996万円** |

**地方債等借金**(H12年度末見込み額)

| | |
|---|---|
| 一般会計町債 | 86億7479万円 |
| 一般会計債務負担 | 30億4630万円 |
| 農業集落排水事業債 | 32億0748万円 |
| 水道事業企業債 | 5億1613万円 |
| 合　計 | 154億4469万円 |

この他下水道組合債南河内町分 5～6億円

**◎村尾は次の意見を述べて一般会計予算に賛成しました。**

- 各懇談会費予算化は評価する。が、報償費等額の検討を。
- 児童館に住民票等自動交付機設置を歓迎する。
- 学校給食業務委託恒常化は慎重に判断を。
- 非常勤特別職報酬は全体の均衡を
- 吉田西水処理センター庭園整備は過大な事業とならぬように。 他

# ★小山広域保健衛生組合議会報告

ごみ・屎尿処理、保健予防、斎場を共同運営するため、1市5町(小山市・野木町・国分寺町・上三川町・石橋町・南河内町)で一部事務組合を組織しています。

組合議員は小山市7人、各町2人ずつの17人です。3月23日に本年第1回定例会がありました。

**【H12年度予算】　35億8660万円**　　(単位:万円)

| | 予算額 | 分担金 小山 | 国分寺 | 野木 | 石橋 | 上三川 | 南河内 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議会費・一般管理費等 | 11324 | 6056 | 840 | 1232 | 904 | 1243 | 1009 |
| 保健予防事業費 | 5463 | 2865 | 404 | 578 | 438 | — | 468 |
| 小山聖苑事業費 | 23234 | 14286 | 2069 | 3036 | — | — | 2518 |
| 中央清掃センター費 | 203500 | 131212 | 13364 | 22676 | — | — | 16391 |
| 北部清掃センター費 | 27743 | 20542 | 1347 | 3094 | — | — | 1481 |
| 資源化ｾﾝﾀｰ費(野木) | 27616 | 18404 | 1660 | 4940 | — | — | 2018 |
| 屎尿処理事業費 | 59781 | 34586 | 3155 | 5866 | 4633 | 7103 | 4059 |
| 合　計 | 358660 | 227952 | 22840 | 41422 | 5976 | 8346 | 27945 |

＊石橋町・上三川町は斎場・ごみ処理事業には加わらない。上三川町は保健予防事業も不参加

＊保健予防事業は結核予防と休日診療所

**【歳入】**

| | |
|---|---|
| 1.分担金 | 33億4481万円 |
| 2.使用料・手数料 | 2億3002万円① |
| 3.県支出金 | 95万円 |
| 4.繰越金 | 1千円 |
| 5.諸収入 | 1081万円② |

①火葬場使用料・斎場使用料　1324万円
　屎尿投入手数料　380万円
　事業系一般廃棄物処理手数料20683万円
②資源化物売却費

**《主な事業》**

- 屎尿処理施設用地取得(H12～13)5億4千万円
- 小山地域ﾌﾞﾛｯｸごみ処理広域化基本計画策定(H12～13)　1200万円
- 地球温暖化防止活動実行計画策定
- 火葬炉改修(H12～3か年)
- 中央清掃ｾﾝﾀｰ・北部清掃ｾﾝﾀｰのばいじん貯留固形化施設設置工事整備計画書等委託(ﾀﾞｲｵｷｼﾝ排出抑制恒久対策)
- 大気汚染負荷量賦課金(公害患者救済対策費)重油使用施設負担金(清掃ｾﾝﾀｰ・屎尿処理場)

**＊構成市町分担金算出割合は**

| | | |
|---|---|---|
| 共通経費(議会費・総務費) | | 人口割 90%、個体割 5%、均等割 5% |
| 保健予防事業費 | 結核予防 | 人口割 80%、均等割 20% |
| | 休日診療 | 人口割 50%、患者利用割 50% |
| 小山聖苑事業 | | 人口割 90%、均等割 10% |
| ごみ処理事業費 | 中央・北部ｾﾝﾀｰ | 人口割 50%、搬入量割 50% |
| | 野木資源化ｾﾝﾀｰ | 90%を(人口割 50、搬入量割 50)で、10%は野木町 額 |
| 屎尿処理事業費 | | 投入量割 50%、地方交付税清掃費需要割 50% |

国分寺・南河内町が搬入している北部清掃ｾﾝﾀｰも、野木町が搬入している資源化ｾﾝﾀｰも広域の施設として、1市3町が応分の負担。

**＊借入は・・(12年度末見込み額)**

| | |
|---|---|
| 組合債現在高 | 30億　8万円 |
| 債務負担 | 5億5200万円 |

全体予算の63.6%は小山市負担。小山市の議員は活気がある私もしっかり審議に参加しなくては、と気を引き締めた。



# 村尾光子の一般質問

## 問１．教育行政について

学習機会は学校教育と、学校以外のすべての教育機会である社会教育で提供される。生涯学習を推進する姿勢なら、少なくても町行政が関与する学校教育と社会教育が充分な連携をとってほしい。そんな学社連携の必要性は随分前から提唱されているが、学校体育館の地域開放はされているものの、方針や施策はいま一つ明瞭ではない。そこで町行政の方針を質した。

> (1)本町における学社融合(連携)の理念やねらいは何か。
> 人材交流・活用、施設活用について、どのような方向性を考えているのか。

【社会教育課長】ねらいは学校教育・社会教育を相互に高め、両者共有の教育活動を創り出し、それぞれにメリットがある活動を展開すること。人材・施設についての方向性は

①社会教育・民間施設で、地域の指導者を講師とした事業実施。
②学校教育の内容に則した出前講座を利用。
③学校を地域に開かれた生涯学習施設として定着させ、子供と地域住民が共に学ぶ機会を提供する。
④児童数減少による空き教室を地域住民の生涯学習施設として有効利用する。
(0歳児からの人口を推定するとH20年頃までは現行のままで、空き教室はない)

学社連携・融合推進委員会で研究、協議しながら進める。

> (3)学校教育での社会人講師(指導者)導入方針を伺う。謝金等の処遇はどうか。

【社会教育課長】2002年からの新学習指導要領では、生きる力を育むための総合学習が創設される。本町では12年度から移行措置として取り組む。そのため、これまで以上に地域の支援が必要なので、教育資源の発掘とそれを教育力として活かすことが重要だ。

学社連携・融合事業では「地域全体で子ども達を育てていく」観点から、12年度から町民を対象に学校支援ボランティアの募集を行う。原則、町民はボランティアで、町外の方には、何らかの方法で幾らか出す。

> (2)夏休み中、学校プールを地域に開放されたい。学校間で対応に差があるようだ。
> 町の管理下での開放を求める。

【教育総務課長】現在は、児童・生徒を対象に、プール監視時にＰＴＡや育成会の協力を得て、学校が開放している。

地域開放は好ましいが、監視員・保健衛生・命に係わる事故への対応・プールの維持管理・財政上の問題等があり、これまでは開放していなかった。地域で責任を持って対応するなら、地域開放もやぶさかではない。

> Q．地域では、命に係わる事故の責任まで持てない。受益者負担も考慮して、多様な年代層が利用できるよう、町の管理下での開放を。

【教育総務課長】受益者負担も視野に入れて、今後、学校や地域の方と話し合いを進める。

> 小中学校のプールは長期計画で、多額を投じて整備した。授業で利用するのは、僅かな日数。施設は最大限に活用すべきではないか夏休み中は、町の社会体育施設として開放して欲しい。入場料を徴収してもよいはずだ。話し合いを進めると約束した。今年の夏に、実現できたら、と期待する。
>
> ＊　　＊　　＊
>
> 学校が必要とする時に手伝える人材を確保しておきたい気持ちは良く分かる。
>
> 更に進めて、地域住民が気軽に学校に行き時には子ども達と共に学び、時には教師のアシスタントを、時には得意なことを教える、なんていうことはできないのだろうか？
>
> 地域に開かれた学校とは、そんな学校ではないのかな。

## 問2．福祉行政について

ミニ懇談会で住民の方々からご意見や疑問点を伺った。私自身、気になっていたこともある。その中の学童保育、小児虐待、院内感染者への福祉サービスについて質した。

(1)学童保育は、当初の計画通り町直営とし、児童館と一体的に運営されたい。理由は
①学童保育スペースの管理責任の明確化と効率的活用
②指導員は町臨時職員だが、運営は保護者会へ委託、という非合理性解消
③児童館児童厚生員の専門性を活かして教育的配慮をする

【福祉課長】12年度は、従来通りに学童保育育成会に委託する形で、予算計上した。1年間の状況をみて、13年度の方向性を探りたい。
①学童保育スペースは委託先が管理責任をもつが、総括的には児童館長。
②当初の話し合いで、事故に際しての責任の明確化、保険適用させるため、町の臨時職員としている。
③学童保育の目的は、自由な遊びを通してしつけをすることで、有資格者が望ましい。今後、そのような対応ができたらと思う。

学童保育は、共働きの保護者の切実な、そして熱心な働きかけを受けて、坂本前町長が急遽、年度半ばにも拘わらず、仮設のGT集会所でスタートした。当時の目標は、児童館で町直営で実施する、それまでは保護者会（育成会）が委託を受けて実施し、指導員は公務災害適用の観点から町臨時職員とする、であった。

昨年、やっと児童館は開館した。本来なら、その時から町が直接、学童保育を運営すべきと思う。児童館の児童厚生員は保育士・教員等の有資格者なので、その専門性を活かして欲しい。委託費で3.5人の児童厚生員（非常勤特別職、報酬月額12万円！）新規採用が可能だ。

学童保育は“遊びとしつけ”が主たる職務。そのしつけが充分ではない、との声を多々聞く。放任ではなく、児童館という恵まれた環境を活かして学童保育児の健全育成を願う。

(2)小児虐待、女性への暴力（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸ・ﾊﾞｲｵﾚﾝｽ）が社会問題となっているが、町内の実態をどのように把握しているのか。
渦中にある人への救済策、未然に防ぐ方策を積極的に講ずるべきではないか。
例：相談窓口設置、医師・保育士・教員を含めたﾈｯﾄﾜｰｸづくり、児童館を核とした子育て支援ﾈｯﾄﾜｰｸづくり、緊急避難所

【福祉課長】町内での実例は双方とも無い。県事業の児童問題等についての地域支援研修会に主任児童委員が参加しており、終了後、中央児童相談所の地域協力員として委嘱される。この方達を軸として児童の救済・防止活動に、情報収集しながら積極的に取り組む。

児童館を核とした子育て支援ﾈｯﾄﾜｰｸづくりは、現状では難しい。リーダー養成が今後の課題だ。

相談窓口は民生委員はじめ母子、寡婦、聴覚障害者等あらゆる相談員と行政や社会福祉協議会の窓口で受ける。

【保健衛生課長】乳幼児健診（4か月・8か月・1歳6か月・3歳児）と毎月1回実施している育児相談時に、虐待の有無、可能性の検討をしている。検討メンバーは医師・保健婦・栄養士で、必要に応じて保健婦等が家庭訪問して、子供の状況を観察し、母親の話を聞くことで、察知できる。健診の受診率は95%以上。医療機関からの報告もない。就学前乳幼児の虐待の実例はない。

【社会教育課長】県女性センターに問い合わせた結果、町内からの女性の暴力についての電話相談はなかったとのこと。

＊下記の機関・施設もある
県小児虐待防止ﾈｯﾄﾜｰｸ・小山保健福祉ｾﾝﾀｰ
県婦人相談所（Tel 028-622-8644）・ｳｲﾒﾝｽﾞﾊｳｽとちぎ（民間Tel・Fax 028-621-9993）

(3)院内感染した高齢者への介護保険を含めた福祉サービスはどのように準備されているのか。その情報はどのように提供されるか。

【福祉課長】感染症に対する予防対策が講じられているサービスであれば、利用は可能だ。
介護サービスでは、ケアマネージャーがサービス提供事業者と連絡調整し、サービス利用が可能かどうかの助言等を行い、居宅サービス計画を作成する。
介護保険では、施設は予防対策が講じられているので問題はない。 →

→ 一般福祉サービスは、手洗い・食器等の衛生面で清潔に保てば、院内感染していてもサービスは受けられる。
近隣の施設は大部分受け入れ可能であり、デイサービスは天寿荘で、ホームヘルプは社会福祉協議会からのヘルパー派遣が可能今後、こうした情報は積極的にＰＲする。

施設でのサービスは、殆ど問題なく受けられそうだ。在宅でのサービスを受けたいときには、ケアマネージャーや行政窓口に相談すれば良い。

## 問３．環境保全(砂利採取)について

吉田地区では、長年に亘り所を替えて休耕田等の砂利採取が行われている。かつては埋め戻し時の産業廃棄物の不法投棄が問題になり、監視員制度を設けたが、近年は掘削による地下水汲み上げにより周辺の井戸水位が下がってしまったとの話も聞く。地下水位低下は下流の地盤沈下にも影響しないのか？

(1)陸砂利監視員の活動状況とその成果を説明されたい。

【建設課長】監視員は不法深掘、流水の汚濁、防護標識、埋め戻し状況等について、1か月に10日間巡回し確認している。この結果は巡回日誌により報告されている。違法行為、緊急事態発生した場合は、直ちに報告がある。
違法採取や災害等を未然に防ぐ成果がある。

(2)砂利採取による付近の地下水への影響をどのように把握しているか。
揚水規制が必要ではないか。

【建設課長】地下水への影響は把握していない。
また、地域の井戸涸れの報告も受けてない。
許可権者の県は、採取期間は1年以内と定めており、現在は地下水への影響はないとの見解で、揚水規制の考えはなく、懸念があれば直ちに対応するとのこと。県と連携をとりながら、災害等の未然防止に努める。
町の業務は、認可に際しての意見提出と巡回で、(町独自の)揚水規制は県との協議が必要だ。現地の実態調査を検討する。

**《砂利採取法》** 抜粋

(採取計画の認可)
第16条　砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、・・・採取計画を定め・・・都道府県知事、・・・河川管理者の認可を受けなければならない。

(認可の基準)
第19条　都道府県知事又は河川管理者は、・・・砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、・・・認可をしてはならない。

(市町村長の養成)
第37条①市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めたときは、都道府県知事又は河川管理者に対し必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

塚越地区:7～8割の世帯で水位低下のため採取業者により井戸の掘り替え。東根地区:夏期に排水により地下水位上昇し宅地内浸水。